

桑折町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R 6 年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 5 年度の人件費率
5 年度	人 11,050	千円 6,176,383	千円 151,712	千円 1,350,112	% 21.9	% 18.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

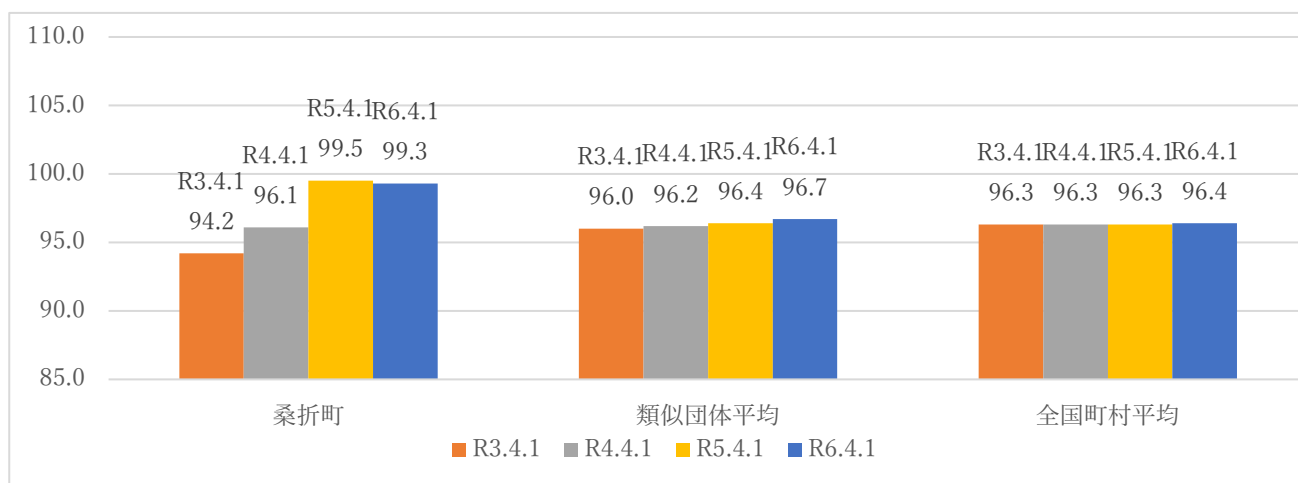
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当た り給与費 B / A	(参考) 類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5 年度	人 110	千円 441,263	千円 49,466	千円 186,398	千円 677,127	千円 6,156	千円 5,508

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和 5 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

令和3年4月1日時点で在籍していた、再任用職員給料表を適用した任期付職員が退職したため

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、県に準拠し平均1%引下げ。激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

技能労務職給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、県と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
桑折町	44.5 歳	339,100 円	375,820 円	359,691 円
福島県	42.8 歳	326,500 円	407,692 円	357,321 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	—
類似団体	41.3 歳	306,155 円	355,084 円	328,809 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		桑折町	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	200,500円	207,100円	196,200円
	高 校 卒	169,900円	174,400円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	165,300円	172,800円	—
	中 学 卒	165,300円	163,700円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	284,265 円	362,698 円	375,585 円	384,307 円
	高 校 卒	250,700 円	322,371 円	362,698 円	371,518 円

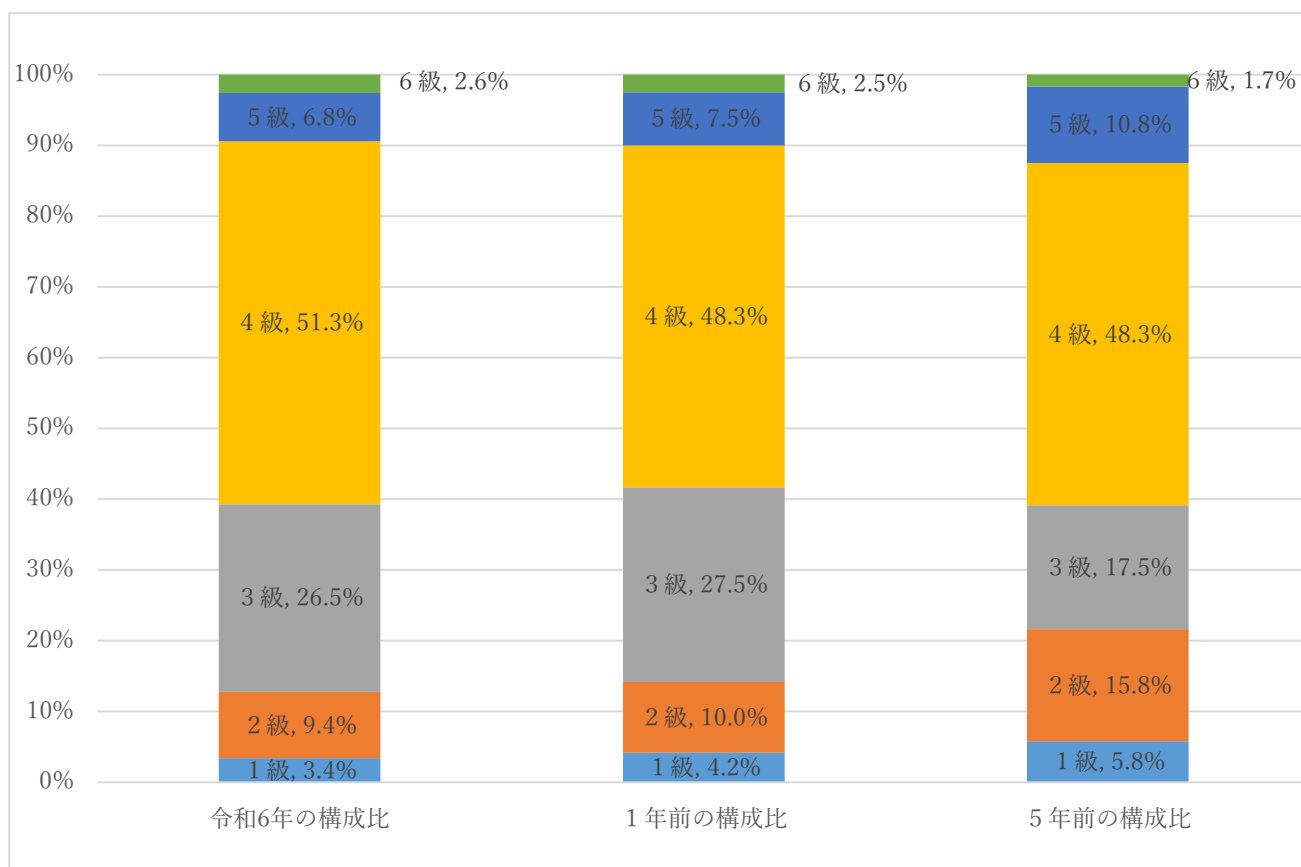
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

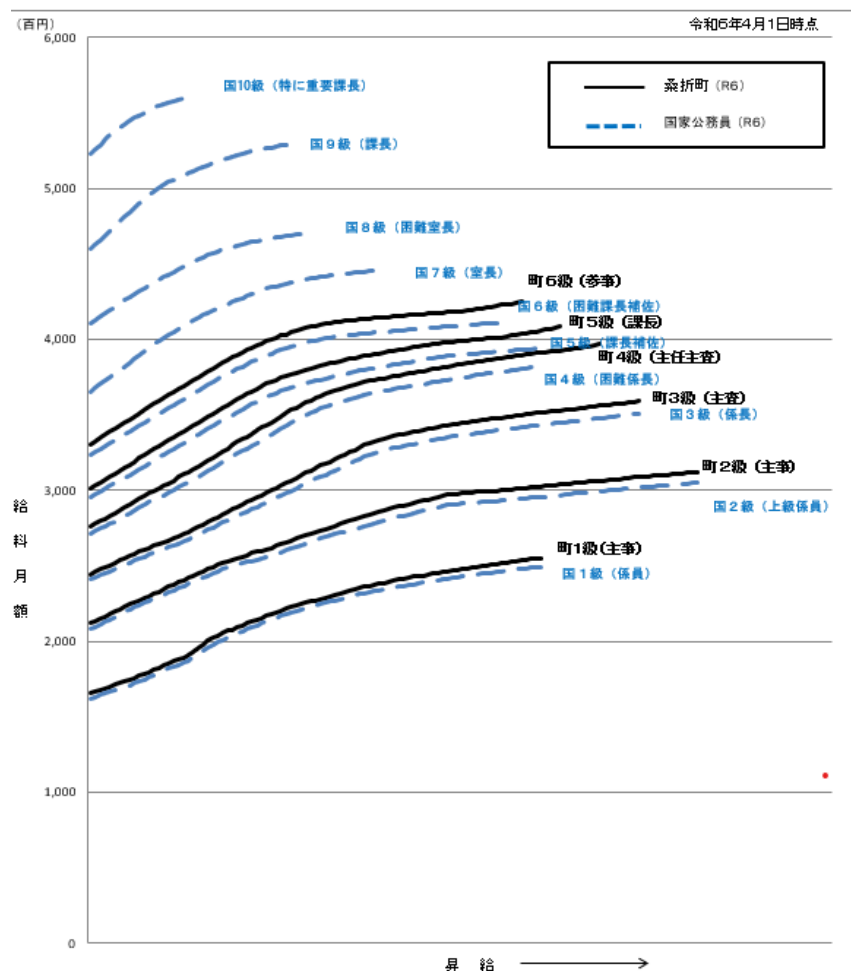
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事	人 4	% 3.4	円 165,300	円 255,100
2 級	主 事	人 11	% 9.4	円 211,800	円 312,100
3 級	主 査、主任主査	人 31	% 26.5	円 244,600	円 359,100
4 級	主任主査、課長補佐	人 60	% 51.3	円 276,500	円 396,700
5 級	課 長、副 参 事	人 8	% 6.8	円 301,000	円 408,300
6 級	参 事	人 3	% 2.6	円 330,300	円 424,800

(注) 1 桑折町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（桑折町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和7年度以降		令和7年度以降	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

桑折町	福島県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,734 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,663 千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（桑折町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					

	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．	人事評価を活用していない	○		○	
	活用予定時期	令和７年度以降		令和７年度以降	

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

桑折町				国			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（２～２０％加算）				定年前早期退職特例措置（２～４５％加算）			
１人当たり平均支給額 10,816 千円							

- （注） １ 退職手当の１人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。
- ２ 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和６年４月１日現在） なし

(4) 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）			2,454千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）			87,617円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）			23.3％	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （５年度決算）	左記職員に対する支給単価
保健業務に従事する保健師の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	保健師として保健業務に従事したとき	96千円	月額2,000円
税務職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	税務事務に従事したとき	429千円	月額4,000円
感染症防疫職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	感染症防疫作業に従事したとき	0千円	日額500円
保育所保育士の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	保育業務に従事したとき	210千円	月額3,500円
特殊自動車運転手の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	特殊運転業務に従事したとき	0千円	月額2,500円

用地の交渉従事職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	用地の交渉に従事したとき	0千円	日額300円
行旅死亡人等取扱職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人等取扱作業に従事したとき	0千円	日額1,000円
幼稚園職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	幼稚園児の教育業務に従事したとき	1,719千円	給料月額の4%
国土調査現場（山間部調査区）作業従事職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	現場における地籍調査業務に作業したとき	0千円	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	13,199千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	129千円
支給実績（4年度決算）	19,336千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	188千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	・配偶者6,500円 ・父母等6,500円 ・子10,000円 ・特定期間加算5,000円	同じ		11,476千円	239,068円
住居手当	職員が、自ら居住する住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている場合 ・20,500円以下 家賃額-9,500円 ・20,500円以上54,500円未満 （家賃額-20,500円） ×1/2+11,000円 ・54,500円以上 28,000円（上限）	異なる	16,000円を超える家賃を支払っている場合 ・27,000円以下 家賃額-16,000円 ・27,000円以上61,000円以下 （家賃額-27,000円）×1/2+11,000円 ・61,000円以上28,000円	7,839千円	313,556円

通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、運賃を負担することを常例とするもの ・交通機関等利用者 運賃相当額。ただし運賃が64,000円を超える場合は超える額の1/2を加算 ・自動車等使用者 距離に応じて2,000円～45,900円	異なる	・交通機関等利用者の限度額が55,000円 ・自動車等使用者の支給額が2,000円～31,600円	5,081千円	79,382円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km）を満たす職員	同じ		0千円	0円
宿日直手当	宿直又は日直業務に従事した職員 ・1回 5,500円 ・3時間以上5時間未満 2,700円 ・3時間未満 1,400円	異なる	・一般の宿日直 4,400円 ・勤務時間が5時間未満の場合宿日直手当額の50/100の額	710千円	7,548円
休日給	祝日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員	同じ		—	—
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員 ・勤務した全時間に対して勤務時間1時間当たりの給与額の25/100の額	同じ		—	—
管理職手当	管理職又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する職にある職員 ・職に応じ39,500円～61,400円	異なる	職員の区分に応じ46,300円～130,300円	10,383千円	576,833円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 ・職及び勤務時間に応じ2,000円～9,000円	異なる	職員の区分及び勤務時間に応じ3,000円～18,000円	30千円	15,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 副 町 長 副 町 長	846,000 円 676,000 円		(参考) 類似団体における最高／最低額		
				846,000 円／	556,500 円	
報 酬	議 副 議 長 副 議 長 員	338,000 円		412,000 円／	247,000 円	
		254,000 円		330,000 円／	193,000 円	
		228,000 円		310,000 円／	175,000 円	
期 末 手 当	町 副 町 長 副 町 長	(5年度支給割合) 3.35 月分				
	議 副 議 長 副 議 長 員	(5年度支給割合) 3.35 月分				
退 職 手 当	町 副 町 長 副 町 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)
		給料月額×在職月数×支給率(48/100)		19,491,840円		任期毎
		給料月額×在職月数×支給率(29/100)		9,409,920円		任期毎
	備 考					

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

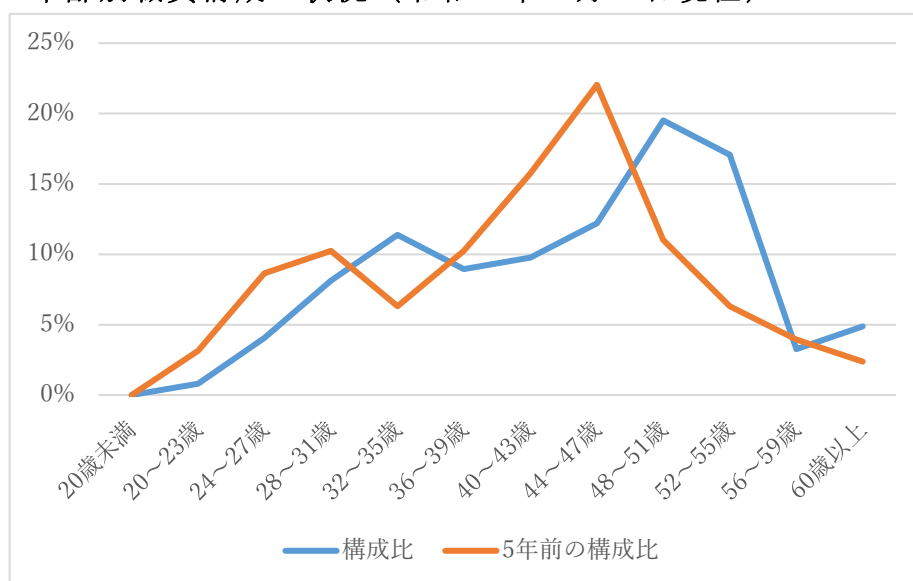
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門			令和 6 年	令和 5 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	住 民 窓 口 の 充 実 退 職 者 不 補 充 退 職 者 不 補 充
		総 務 ・ 企 画	27	26	1	
		税 務	8	8	0	
		民 生	15	16	-1	
		衛 生	12	13	-1	
		農 林 水 産	9	9	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	9	9	0	
	計	84	85	-1	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 76.01 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 91.15 人)	
	教 育 部 門	24	25	-1	退 職 者 不 補 充	
	消 防 部 門					
	小 計	108	110	-2	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 97.73 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 109.90 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	6	6	0	退 職 者 不 補 充	
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	7	8	-1		
	小 計	15	16	-1		
合 計			123	126	-3	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 111.31 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 1	人 5	人 10	人 14	人 11	人 12	人 15	人 24	人 21	人 4	人 6	人 123

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平 31 年	令 2 年	令 3 年	令 4 年	令 5 年	令 6 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	85	88	90	87	85	84	-1(-1.2%)
教育	27	27	27	26	25	24	-3(-11.1%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(%)
普通会計計	112	115	117	113	110	108	-4(-3.6%)
公営企業等会計計	15	15	15	16	16	15	0(%)
総合計	127	130	132	129	126	123	-4(-3.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 289,965	千円 52,143	千円 36,786	% 12.69	% 11.86

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)000平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 6	千円 23,475	千円 5,239	千円 8,072	千円 36,786	千円 6,131	千円 6,119

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
桑折町水道事業	50.6 歳	398,904 円	586,904 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

（注） 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

桑折町水道事業	団体平均（市町村平均）
1人当たり平均支給額（5年度） 1,991 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,506 千円
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.00 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 － 月分 － 月分 (－)月分 (－)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） － －

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

桑折町水道事業	団体平均（市町村平均）
支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 －	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 － 月分 － 月分 勤続25年 － 月分 － 月分 勤続35年 － 月分 － 月分 最高限度 － 月分 － 月分 その他の加算措置 1人当たり平均支給額 11,058 千円

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員がいなかったため、平均値を求めている。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			1,068千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			130,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			100%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
浄水場に勤務する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	浄水場に勤務したとき	1,008千円	月額12,000円
その他の職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	水道事業の業務に従事したとき（上記以外）	60千円	月額5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	1,814千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	302千円
支給実績（4年度決算）	1,886千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	314千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	（一般行政職に同じ）	同じ		1,467千円	279,000円
住居手当	（一般行政職に同じ）	同じ		309千円	308,400円
通勤手当	（一般行政職に同じ）	同じ		276千円	64,800円
単身赴任手当	（一般行政職に同じ）	同じ		—	—
宿日直手当	（一般行政職に同じ）	同じ		—	—
休日給	（一般行政職に同じ）	同じ		—	—
管理職手当	（一般行政職に同じ）	同じ		306千円	305,400円
管理職員特別勤務手当	（一般行政職に同じ）	同じ		—	—